

令和7年度 伊賀市起業・経営革新促進事業募集要項（第2期）

伊賀市では、市内における新たな事業主体の創出及び市内事業者の経営革新を促進し地域経済の維持・発展を図るため、起業する者又は経営革新を行う者に対し、その経費の一部を補助金として交付します。

1. 事業メニュー

事業名	内容
A. 起業支援事業	市内にある空き家・空き店舗（注1）を利用し、新たな事業を創出する事業
B. 経営革新支援事業	市内の事業者が、経営革新（注2）を行う事業

（注1）空き家・空き店舗：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の届出を必要とする店舗（以下「大型店舗」という。）以外で、市内に存在する申請時点に使用されていない居住用又は事業用の建物をいう。

（注2）経営革新：省エネ化などのコスト削減、DX化などの効率改善、新商品の開発・製造など、新たな収益獲得のための取り組みをいう。

2. 補助対象者、補助内容、交付条件

A. 起業支援事業

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、個人又は法人であって、次の要件をすべて満たしている者。

- （1） 市内に事業所等を開設しようとする者。
- （2） 大型店舗及びその入居者でない者。
- （3） フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- （4） 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でない者。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- （6） 住民税等を滞納していない者。

【補助内容】

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き家・空き店舗の改修費・付帯設備費および 広告宣伝や商品開発など開業に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内の額	上限 150 万円 下限 20 万円

【交付条件】

補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家・空き店舗を活用すること。
- (2) 原則として補助金の交付決定を受けた年度内に工事等を完了させ事業を開始すること。
- (3) 申請した内容に基づき継続して3年以上事業を行い、地域で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (4) 事業所等の改修等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (5) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）及び伊賀市景観計画、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画を遵守すること。

B. 経営革新支援事業

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、市内の個人又は法人であって、次の要件をすべて満たしている者。

- (1) 市内に事業所等を有する個人又は法人。
- (2) 大型店舗及びその入居者でない者。
- (3) フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- (4) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業でない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者。
- (6) 住民税等を滞納していない者。

【補助内容】

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所等の改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発など経営革新に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	上限 50 万円 下限 20 万円

【交付条件】

補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則として補助金の交付決定を受けた年度内に工事等を完了させ事業を開始すること。
- (2) 申請した内容に基づき継続して3年以上事業を行い、地域で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (3) 事業所等の改修等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (4) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）及び伊賀市景観計画、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画を遵守すること。

3. 応募申請

【申込み方法】

申請書類に必要事項を記入の上、**令和7年7月31日（木）午後5時まで**に産業農林部商工労働課へ
持参もしくは郵便（必着）で提出してください。

提出書類	◎応募申請書（様式第1号） ◎事業実施概要書（参考様式） ◎位置図 ※グーグルマップ等の印刷可 ◎施工前の写真（プリントアウト可） ※実績報告の際（工事完了後）に、工事個所などが見比べられるの ◎改修等に係る設計図面及び見積書（明細が確認できること） ※原則、伊賀市内の業者を利用すること。 ◎伊賀市暴力団排除条例に基づく誓約書 ◎市区町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する書面 ○（A. 起業支援事業のみ） 売買又は賃貸借契約書の写し ※契約前の案でも可 ○（B. 経営革新支援事業のみ） 直近1事業年度の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書又は活動内容 がわかる書類 ○その他市長が必要と認める書類
------	--

4. 応募申請から補助金交付までの流れ

1. 応募申請	7月31日（木）17時まで	※以降採択者のみ ↓
2. 審査会	8月13日（水）予定 ※日時は、後日通知します。	
3. 審査結果（採択・不採択）通知	8月下旬	
4. 補助金交付申請	市からの採択通知 受取後	
5. 交付決定	採択者からの補助金交付申請 受理後	
6. 事業着手	市からの交付決定通知 受取後	
7. 事業着手の届出	事業着手後 速やかに提出 ※着手日以降のものが補助対象	
8. 事業完了（年度内）	令和8年3月31日（火）まで	
9. 事業実績の報告（年度内）	事業完了後 速やかに提出 ※3月に完了する事業については、業者への支払い 及び実績報告書の提出を、令和8年3月31日まで に行うこと	
10. 立ち入り検査	採択者からの事業実績報告受理後 日程調整	
11. 交付額の確定・補助金交付	実績報告確認・立ち入り検査 終了後	

5. 採択方法

審査委員が、審査基準に基づき申請書類ならびに申請者のプレゼンテーションにより審査を行い、事業採択者を決定します。審査会の日時は申請後に通知しますので、必ずご出席ください。

【審査基準】

A. 起業支援事業 ※重点評価項目：「⑦事業の継続性」

項 目	評価ポイント
事業内容	①事業の適合性（補助事業の趣旨に合致しているか）
	②現状把握の的確性（ターゲットとする顧客や市場等のニーズを的確に捉えているか）
	③事業の企画性（類似サービスとの差異など独自性や新規性が認められるか）
事業計画	④実現可能性（目的が的確で、目標は具体性があり現実的なものか）
	⑤収支計画の的確性（資金計画や収支計画等の内容が適正か）
	⑥経営者能力（事業を軌道に乗せ、新型コロナウイルス感染症等様々なリスクに対処できるか）
	⑦事業の継続性（事業の継続性があり将来の成長が期待できるか）
事業効果	⑧波及効果（周辺地域や中心市街地の活性化が期待できるか）
	⑨事業の連携性（周辺の事業者等との連携が図れているか）
	⑩地域への貢献（雇用の創出や新たな産業の創出が期待できる事業であるか）

B. 経営革新支援事業 ※重点評価項目：「⑨投資の効果」

項 目	評価ポイント
事業内容	①事業の適合性（補助事業の趣旨に合致しているか）
	②現状把握の的確性（ターゲットとする顧客や市場等のニーズを的確に捉えているか）
	③事業の企画性（投資内容に独自性や新規性が認められるか）
事業計画	④実現可能性（目的が的確で、目標は具体性があり現実的なものか）
	⑤収支計画の的確性（資金計画や収支計画等の内容が適正か）
	⑥経営者能力（自社の強み・弱み・経営課題などを把握できているか、新型コロナウイルス感染症等様々なリスクに対処できるか）
	⑦事業継続性（事業の継続性があり将来の成長が期待できるか）
事業効果	⑧波及効果（周辺地域や中心市街地の活性化が期待できるか）
	⑨投資の効果（今回の投資が売上増や経費削減等に繋がる効果的なものか）
	⑩地域への貢献（雇用の創出が期待できる事業であるか）

◎各回の募集については、評価点が高い事業から順に、予算の範囲内で採択事業を決定します。

6. 補助金の交付申請

(1) 補助金交付申請

審査会終了後、採択された者には、後日、正式に補助金交付申請書を提出していただきます。

その後、提出書類を審査のうえ、交付決定通知書を交付します。

(2) 着手届

交付決定通知書の交付後、事業の着手届を提出していただきます。(着手届の提出日以降の工事等が、補助金の対象となります。)

7. 事業完了報告

事業完了後、速やかに下記の書類を提出していただきます。(3月に完了する事業については、工事・支払い・開店等を、必ず令和8年3月31日までに完了してください。)

提出された書類等を確認し、適正と認めたときは補助金等交付確定通知書を交付します。

提出書類
・実績報告書（様式第8号） ・補助金等交付決定通知書の写し ・収支決算書（様式第9号） ・領収書又は支出を証する書類の写し ※内容（物品・工事内訳）と金額が確認できる資料であること ・完成写真 ※プリントアウト可 工事前の写真（申請書に添付したもの）と、工事個所などが見比べられるもの ・改修等に伴う工事契約書の写し ・開業したことが分かる書類（経営革新支援事業は不要） ・その他市長が必要と認める書類

8. 応募にあたっての注意事項

- (1) 交付決定の前に事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に決定されます。
- (3) 補助金の交付を受けた事業者は、事業開始の次年度から3年間、経営状況等が確認できる書類等を市に提出していただきます。必要に応じて立ち入り調査を実施しますのでご協力願います。

■ 提出・問合せ先

伊賀市役所産業農林部商工労働課

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

TEL : 0595-22-9669 FAX : 0595-22-9695

E-mail : shoukou@city.iga.lg.jp